九州厚生局の主な業務④

麻薬取締

薬物汚染のない健全な社会の実現 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

薬物犯罪の取締り

・麻薬・覚醒剤などの薬物犯罪の捜査・取締り

麻薬など取扱者に対する指導監督

・医療麻薬などを扱う医療機関などへの監視・指導

薬物乱用防止啓発活動・再乱用防止対策

・薬物乱用防止啓発活動

・薬物乱用者対策

・再乱用防止対策

薬物犯罪の取締りなど

麻薬取締部　沖縄麻薬取締支所

1　薬物犯罪の取締り

薬物乱用を防止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅するとともに、薬物の需要の根絶を図る必要があるため、刑事訴訟法に基づく特別司法警察職員として、薬物犯罪の取締りを昼夜を問わず行っています。

2　麻薬など取扱者に対する指導監督

医薬品である麻薬や向精神薬の流通経路を監視するため、定期的に病院、薬局および製薬会社などに対して立入検査を行っています。

また、正規流通経路からの横流しや不正使用を防止するために指導監督を行っています。

3　薬物乱用防止啓発活動・再乱用防止対策

規制薬物に関する正しい知識の普及に努めるための講演を学校や関係機関などで行っています。

薬物乱用者の家族や友人などからの相談を受け必要な助言等を行っています。

また、薬物乱用経験者やその家族に対するカウンセリング、心理療法に基づくプログラムや社会資源へのつなぎを通じた回復支援を行っています。